

(目的)

第1条 交通事故の抑止及び交通事故死者数全国ワースト1位の返上を目指し、交通安全対策の取組の一つとして、産学行政の連携の下、自動車安全技術に係る調査や研究開発・実証実験、及びその支援に取り組むため、自動車安全技術プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自動車安全に係る研究開発等の現状と課題に関する調査
- (2) 自動車安全に係る研究開発・実証実験の実施
- (3) 自動車安全に係る技術開発等に資する研究開発・実証実験への支援の検討及び実施

(構成)

第3条 プロジェクトチームは、別表第1に掲げるメンバーにより構成する。

- 2 プロジェクトチームにリーダー及び副リーダーを置く。
- 3 リーダーは愛知県産業労働部長とし、副リーダーは愛知県振興部次長及び愛知県民文化部地域安全監とする。

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトチームのメンバー以外の者を、会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 プロジェクトチームには、個別の事業ごとに検討、取組を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(会議等の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することによりプロジェクトチームの適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、プロジェクトチームがその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。

(謝金及び旅費)

第7条 プロジェクトチームのメンバーに対して、謝金及び旅費を支給することができる。

(雑則)

第8条 プロジェクトチームの事務局は、愛知県産業労働部産業振興課内に置く。

- 2 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

プロジェクトチームメンバー

【民間企業】

アイシン精機（株） 走行安全バーチャルカンパニー 統括部（兼）走行安全商品本部 走行安全企画部 主査

（株）アドヴィックス 人事部 人材開発室

オムロンオートモーティブエレクトロニクス（株）開発統括室技術開発部長

（株）デンソー モビリティシステム企画部 担当部長

トヨタ自動車（株） ITS・コネクティッド統括部 ITS推進室 室長

三菱自動車工業（株） 車両技術開発本部 チーフテクノロジーエンジニア

中部日本自動車学校（株トヨタ名古屋教育センター）常務取締役

【大学】

愛知県立大学 情報科学部 小栗宏次教授

名古屋大学 大学院工学研究科機械システム工学専攻 鈴木達也教授

名古屋大学 大学院情報学研究科知能システム学専攻 武田一哉教授

豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 松尾 幸二郎助教

【行政／愛知県以外】

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部技術課長

豊田市都市整備部交通政策課長

【行政／愛知県】

愛知県産業労働部長（リーダー）

同振興部次長（副リーダー）

同県民文化部地域安全監（副リーダー）

同振興部交通対策課長

同県民文化部地域安全課長

同産業労働部産業振興課長

同産業労働部産業科学技術課長

同建設部道路維持課長

愛知県警察本部交通部交通総務課長